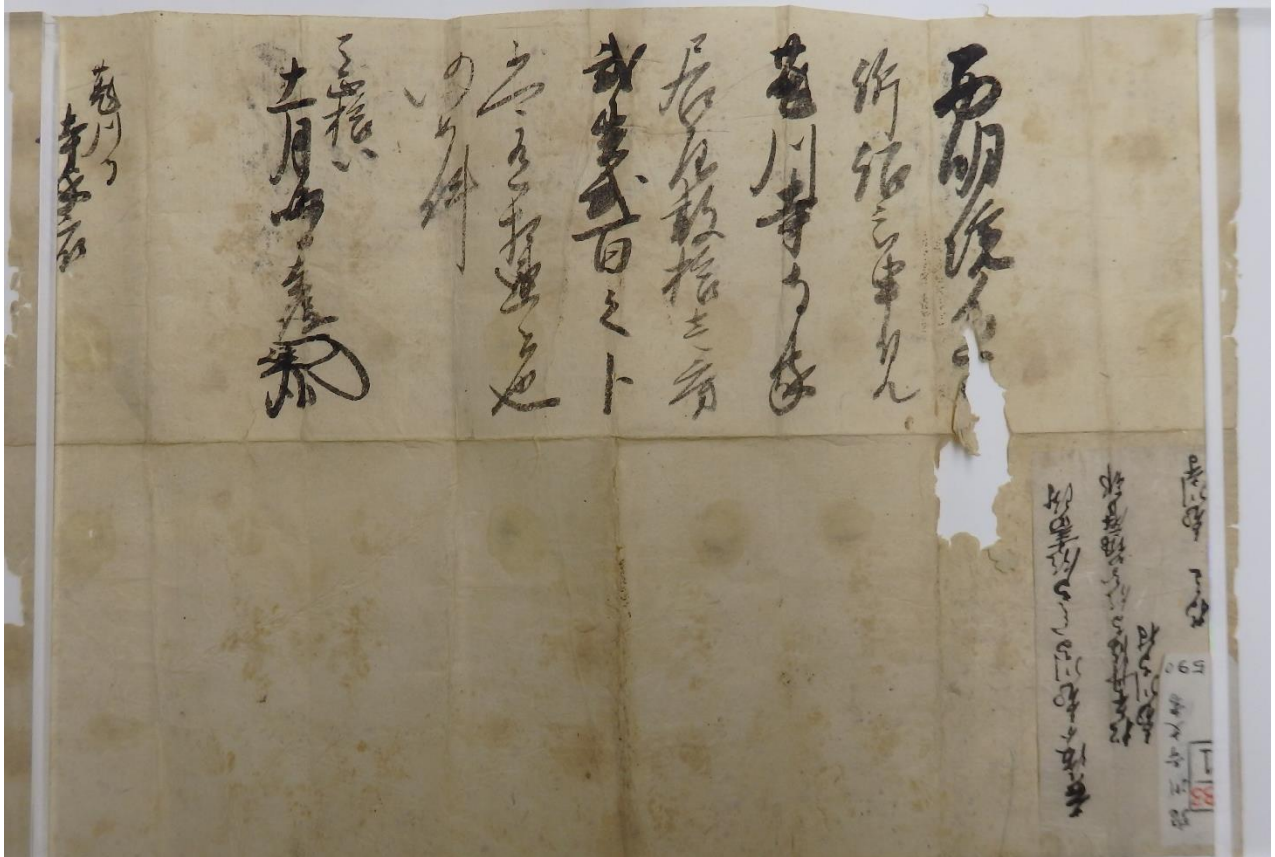


おもシロ！城郭つうしん 第12回

とせんじ
菟川寺文書

あんどうしょう
＜石川数正の安堵状＞

前回（第11回）で、石川数正シリーズは最後と申し上げましたが、読者の方からリクエストをいただきまして、もう1回石川数正についてとりあげたいと思います。



菟川寺
寺家衆

西明院色々
訴訟被申付て
菟川寺寺家
居屋敷拾壹房
貳貫貳百文分
不可有相違者也
仍如件
天正拾八
十一月晦日
吉俊（花押）

松本市立博物館に寄託されている文書で、許可を得て掲載をいたしました。現代語にすると「西明院がいろいろと訴えを申し立てることについて、菟川寺の僧侶の屋敷11房、2貫200文分を間違いなく保障するものである。」といった内容になります。裏には「吉俊より菟川寺への寺領書き付け 松平丹波守領分筑摩郡菟川寺村 持ち主 菟川寺」と書かれています。松平丹波守とは戸田氏のこと、近世になってからメモ書きされたものと思われます。

天正 18 年（1590）の 11 月末に出されたこの文書の差出人は「吉俊」と書かれています。初めて見る名前なのですが、花押が今まで見てきた松林家文書や大澤寺文書と同じで、石川数正のものに間違いありません。宛先は兎川寺の僧侶たちになっています。

天正 18 年の夏に数正は松本へ移封されてきました。それまで松本城主であった小笠原秀政の跡を継いで領内を治めることになりました。領主が交代するということは、それまでの取り決めがいったん白紙にもどることになります。数正にとっても初めて大名としての政治を行うわけですが、そのスタートラインが松本でした。新しく入ってきた家臣たちに領地（知行地）を与えることはもちろんですが、古くから土着している武士たちやお寺などのように前の時代から持っている権利をどのようにするかという問題もあります。そのような中で出されたのが今回紹介する兎川寺文書です。

兎川寺は松本市里山辺にある真言宗のお寺です。伝説では、松本平でも特に古い飛鳥時代の創建といわれています。戦国時代は小笠原氏の菩提寺とされてきました。この文書は兎川寺の僧侶たちに対して、僧侶の住まいとともに修行の場所である 11 房の屋敷を保障するといった内容です。2 貫 200 文とは当時の田畑や屋敷地の年貢高をお金の単位で表したものです。この後には太閤検地によって「石高」で表されるようになります。

数正は天正 18 年の 9 月には領内の寺に対して禁制をあげています（大澤寺・成就院）。これもお寺にとっては建物をふくむ境内や領地内の安全を保障してもらう昔からの大切な権利でした。領主が代われれば早々に知行地や領地の安堵（保障）などをいち早く行う必要があったのです。

残念ながら数正の松本での知行宛行状や安堵状といったものはほとんど残っていません。この兎川寺文書が唯一の安堵状といってよいものです。しかし内容はあまり穏やかなものではありません。「西明院がいろいろと訴え（訴訟）を申したてる」というのです。「西明院」とは何かははっきりしませんが、兎川寺の 11 房ある屋敷のひとつではないかと思われます。入封して早々ではなく 11 月の末に安堵がおこなわれたということは、もしかしたら数正がやってきたのち、兎川寺とは領地をめぐる何らかのトラブルがあったのかもしれない。西明院が訴えたのにはそのような事情があったからではないでしょうか。

この訴えに対処するために 11 房を以前のように兎川寺の僧侶たちの屋敷と認めて、それを持つことを保障するというわけです。

数正は天正 19 年（1591）には京都へ行ってしまおうので、ほんとうにわずかな松本在城時代の政治の一コマを知らせてくれる史料です。

兎川寺には石川数正夫妻の供養塔がたてられています。

